

議案第 7 8 号

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政区の設置に伴う改正

飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例

飛驒市行政区等設置条例（平成16年飛驒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表神岡振興事務所の部下小萱区の項の次に次のように加える。

東雲区	神岡町東雲の一部
-----	----------

附 則

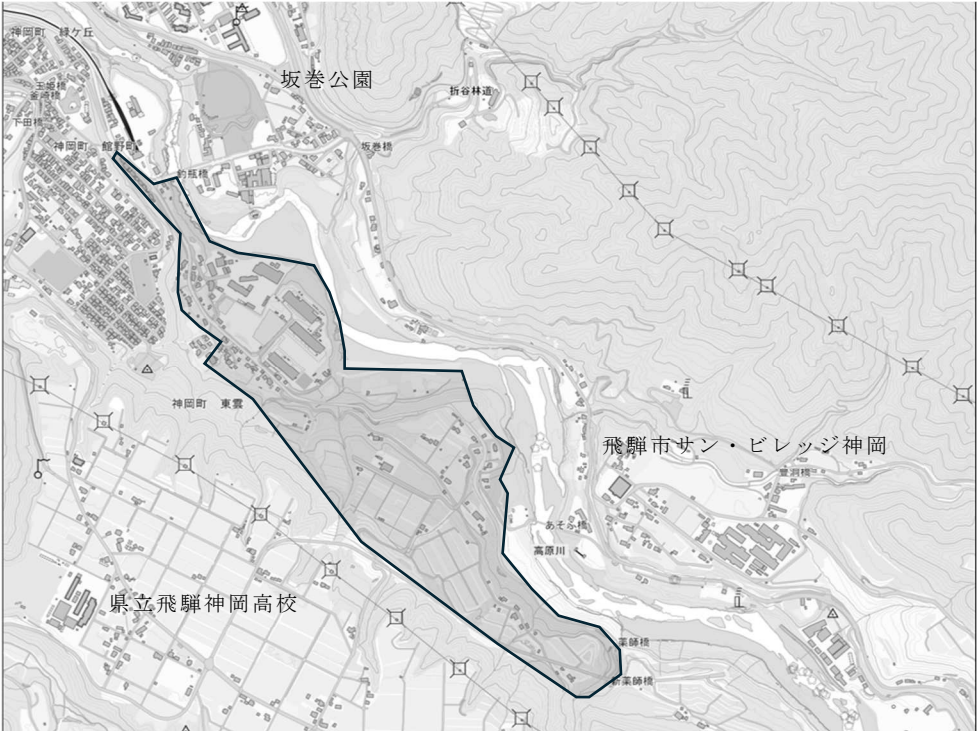
この条例は、令和7年7月1日から施行する。

飛驒市行政区等設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
本則・附則 略 別表（第２条関係）			本則・附則 略 別表（第２条関係）		
所管する事務所名	区名	区域	所管する事務所名	区名	区域
本庁の部～宮川振興事務所の部 略			本庁の部～宮川振興事務所の部 略		
神岡振興事務所	本町通り地区の項～野首区の項 略		神岡振興事務所	本町通り地区の項～野首区の項 略	
	下小萱区	略		下小萱区	略
	_____	_____		<u>東雲区</u>	<u>神岡町東雲の一部</u>
殿区の項～袖川区の項 略			殿区の項～袖川区の項 略		

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
担 当 部	神岡振興事務所
提 案 理 由	行政区の設置に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の改正
条 例 の 概 要	現在の東雲区（東雲上・中・下）は、麻生野区から脱退した東雲上と釜崎区から脱退した東雲中・下で構成され、行政区には属さない地域となっていた。しかし、地域での話し合いの結果、市との連絡調整や防災上の観点から行政区として設置することが望ましいとの結論に至り、東雲区からの申し出を受けて今回新たに「東雲区」として当該条例に位置付けるもの。 （別表関係）
市 民 へ の 影 響 等	行政区の設置により、市との連絡調整が円滑化されるとともに、災害発生時等の情報共有並びに避難行動及び被災者支援等の対応について迅速化することができる。
施 行 日	令和 7 年 7 月 1 日
備 考	東雲区位置図  （C）岐阜県